

## 49.03

## 店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る立体商標の類否判断 について

店舗、事務所、事業所、施設（以下「店舗等」という。）の外観又は内装の立体的形状に係る立体商標の類否の審査は以下のとおりとする。

立体商標にかかわる類否判断の手法については、商標審査基準に記載があるところ（商標審査基準第3十、第4条第1項第11号1.、同3.(1)、同5.等）、とりわけ、立体商標の類否は、観る方向によって視覚に映る姿が異なるという立体商標の特殊性が考慮される。そのため、立体商標は、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標及び特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を共通にする立体商標（いずれも近似する場合を含む。）と、原則、外観において類似すると判断される（ただし、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認められない場合は、この限りでない。）。

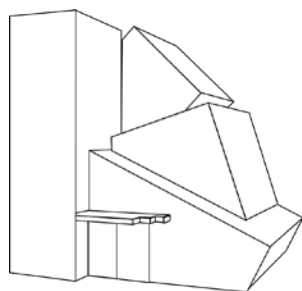
店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る商標についても、商品（商品の包装を含む。）の形状に係る立体商標と判断を異にする理由はないことから、同じ判断基準を用いることとする。

なお、例えば、内装のように、複数の立体的形状から構成される立体商標については、その構成中の一部が単独で識別力を有する場合も想定されること、そのような場合、使用態様によっては当該部分が出所表示として機能することが考えられる。

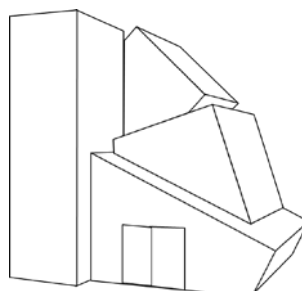
したがって、複数の立体的形状からなる立体商標については、全体観察のみならず、商標の構成中の一部に独立して識別力を発揮する立体的形状がある場合には、当該部分を他人の商標と比較して類否を判断する場合がある。

〔具体例〕 出願商標と登録商標とが類似と判断される例

（注）以下の登録商標のうち文字が付されているもの以外は、商第3条第2項により登録が認められたケースを想定。



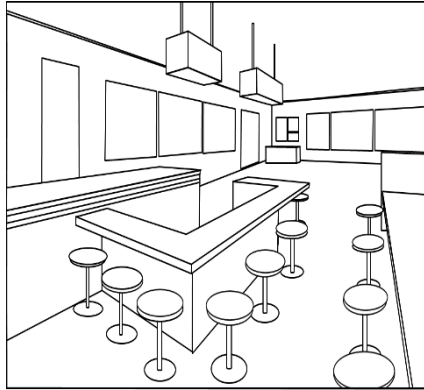
出願商標



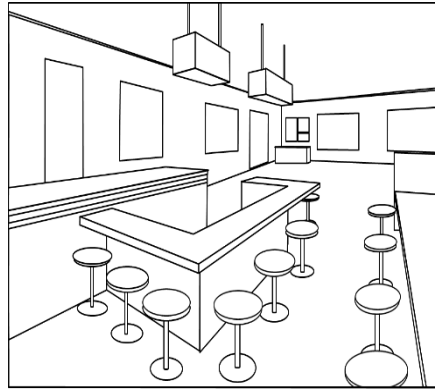
登録商標

#### 49.03

(注) ドアの位置やひさしの有無に差異があるが、外観上受ける印象を異にするとは認められず、類似と判断する。



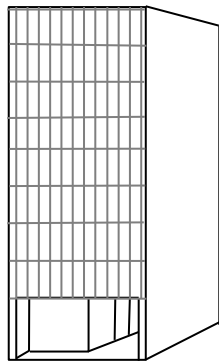
出願商標



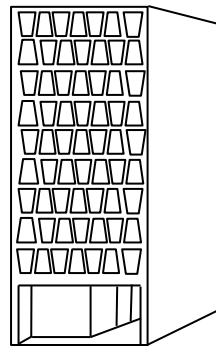
登録商標

(注) 窓の数や形状に差異があるが、外観上受ける印象を異にするとは認められず、類似と判断する。

〔具体例〕 出願商標と登録商標とが非類似と判断される例

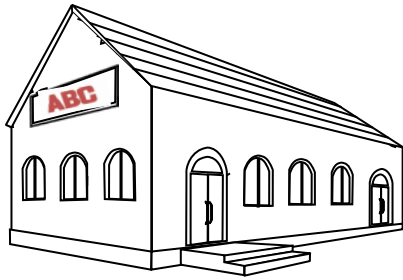


出願商標

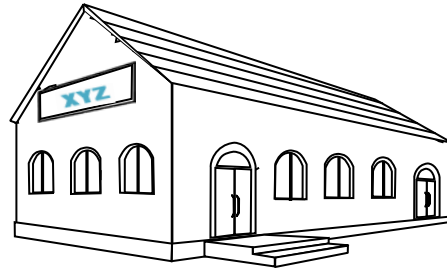


登録商標

(注) 窓の形状の違いにより、外観上受ける印象が異なることから、非類似と判断する。

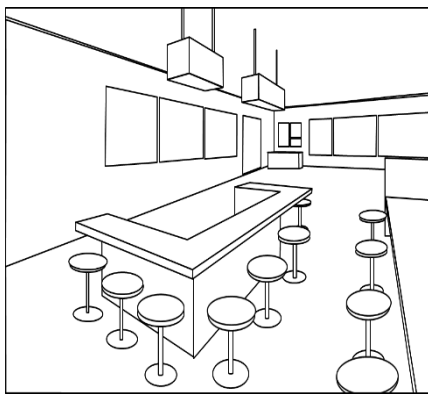


出願商標  
指定役務 第43類 飲食物の提供

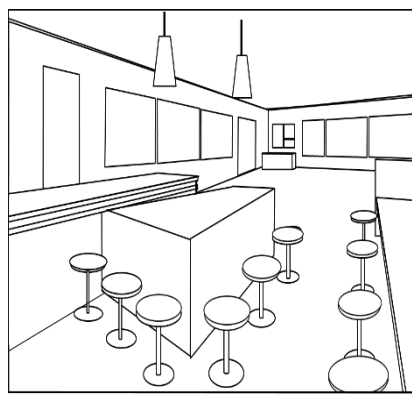


登録商標  
指定役務 第43類 飲食物の提供

(注) 両商標の形状は同一であるが、指定役務との関係で形状自体に識別力がなく、他方で両商標に識別力のある文字等が付されており、それらの文字等が非類似の場合には、両者は非類似と判断する。



出願商標



登録商標

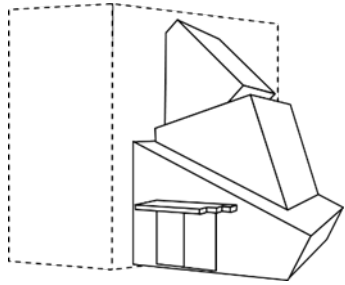
(注) 中央部分のテーブルの形状、照明器具の形状、料理等の提供台及び扉の有無の点で大きく相違しており、外観上受ける印象が異なることから、非類似と判断する。

出願（登録）商標が、商標を構成しない部分としての破線等を有するものである場合の商標の類否判断について。

商標審査基準に記載のとおり、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法（以下「実線・破線等の描き分け」という。）を用いた立体商標の類否の判断は、当該その他の部分を除いて、商標全体として考察する（商標審査基準第3十、第4条第1項第11号5. (2)）。

したがって、出願商標（登録商標）が、実線・破線等の描き分けを用いたものである場合には、破線等を用いて表された商標を構成しない部分は考慮せず、出願商標と登録商標における商標を構成する部分を比較する。

〔具体例〕 出願商標と登録商標とが類似と判断される例



出願商標



登録商標

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。  
○ [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)